

地域密着型通所介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 岩手県高齢者福祉生活協同組合の開設する岩手高齢協ずらん(以下、「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護の事業(以下、「事業」という。)は、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員等(以下、「職員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供する事を目的とする。この運営規定は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、機能訓練等の目標や当該目標を達成するために援助を行う。

1. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岩手高齢協ずらん
- (2) 所在地 岩手県陸前高田市米崎町字和野66-4

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤1名及び非常勤兼務1名）
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みにかかる調整、職員等に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員等 1名以上
看護職員は、生活指導、養護、家族介護教室、健康チェック等の提供にあたる。
- (4) 介護職員 1名以上(常勤) 1名以上(非常勤兼務)
介護職員は、入浴、給食、日常機能訓練等通所介護の提供にあたる。

(5)機能訓練指導員 1名以上(看護職員兼務)

看護職員及び介護職員が日常生活を営むのに必要な能力減退防止のための訓練またはレクリエーション、行事の提供にあたる。

(6)調理職員 1名以上(常勤、非常勤兼務)

調理職員は、主食、副食を調理し通所介護者の食事提供にあたる。

(7)送迎職員 1名以上

送迎職員は、通所介護利用者を自宅から事業所までの送迎業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は9:00～16:15とし、利用者の要望で時間延長できる事とする。
- (4) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は14名とする。

(通所介護の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 養護
- (4) 家族介護教室
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 給食

2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に応じた額とする。

3 給食・おやつの提供に要する材料費は重要事項説明書による実費を徴収する。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、陸前高田市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 通所介護員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 通所介護員等は、通所介護を実施中に非常災害が発生した場合には、速やかに警察及び消防署に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営及び利用についての留意事項)

第11条 通所介護事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岩手県高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 通所介護利用にあたっての留意事項は、重要事項説明書の内容による。

(虐待防止に関する事項)

第12条 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - イ) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置する。
 - ロ) 成年後見制度の利用支援
 - ハ) 苦情解決体制の整備
 - ニ) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ホ) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - ヘ) 虐待の防止のための指針の整備
 - ト) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者による虐待を受けたと思わ

れる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、	平成 16 年	3 月	1 日から施行する。
第1回改定	平成 16 年	7 月	1 日から施行する。
第2回改定	平成 17 年	6 月	8 日から施行する。
第3回改定	平成 17 年	10 月	1 日から施行する。
第4回改定	平成 18 年	9 月	6 日から施行する。
第5回改定	平成 22 年	3 月	1 日から施行する。
第6回改定	平成 26 年	9 月	29 日から施行する。
第7回改定	平成 27 年	8 月	1 日から施行とする。
第 8 回改定	令和 3 年	11 月	15 日から施行とする。
第 9 回改定	令和 6 年	4 月	1 日から施行とする。